

労災保険財政検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労災保険制度は、昭和 22 年に創設され、現在では、適用事業場数は 260 万事業場、適用労働者数は 5 千万人を超え、短期給付として新規に年間約 53 万人に療養補償、休業補償等を、長期給付として約 23 万人に労災年金を給付している。

他方、就業構造や産業構造の急激な変化、金利の低下などを背景に労災保険財政の運営環境はこれまでと大きく変わってきており、今後の財政運営について検討する必要性が高まってきたところである。

こうした状況において、本年 6 月の「労災保険業務」の厚生労働省内事業仕分けにおいて、長期給付の責任準備金として保有している積立金について「積立金の額が適正なのか、国民にわかりやすく説明すべき」、「積立金について、さらに多角的に検証すべき」と指摘されたところである。

このため、労災保険財政の基本的な考え方に基づいて、労災年金の将来推計等を専門的な見地から多角的に検討するとともに、労災保険財政に関する国民への説明責任をより良く果たす方策を検討するため、社会保障、保険数理等の外部有識者による検討会を開催するものである。

2 主な検討事項

- (1) 労災年金に係る将来推計
- (2) 労災保険財政の開示のあり方
- (3) その他
 - ・労災保険率の算定方法
 - ・メリット制の財政への影響の検証 等

3 検討会の運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は議事を整理する。
- (3) 座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会においては、必要に応じ、別紙の参集者以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (5) 本検討会の議事については、原則として公開とする。
- (6) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課において行う。
- (7) 本要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。